



百日紅

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2113
奈良県 城市北花内
281番地22
TEL 0745(69)8282
FAX 0745(69)7377
自宅 0745(69)2174

7月 (文月) JULY
18日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月11日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月11日
- 国 税 / 所得税予定納税額の納付 8月1日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 8月1日
- 国 税 / 11月決算法人の中間申告 8月1日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 8月1日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 8月1日
- 労 務 / 障害者・高齢者・外国人雇用状況報告(100人以上の事業場) 7月15日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月11日

ワンポイント 中小企業新事業活動促進法

中小企業の創業や研究開発、経営革新、新事業開拓等を支援する各種措置を盛り込んだ法律。従来からあった中小企業を支援する3つの法律を統合・強化したもので、この4月に成立・施行されています。一定の中小企業に該当すると、税制面からは、留保金に対する課税の停止や設備投資に対する減税等が適用されます。

人材投資 促進税制の ポイント

平成十七年度税制改正の目玉として、人材投資促進税制が注目されていますので、以下ポイントを整理してみます。



1 創設の趣旨

人材投資促進税制は、人材育成に積極的に取り組む企業について、教育訓練費を増加させた場合に税額控除を認めることにより、次のことを狙っています。

わが国の産業競争力の基盤である産業人材を育成・強化する観点から、人材投資に対する長期減少傾向を拡大に転じさせる。
企業の生産性向上・経営革新を通じて、わが国全体の競争力を上昇させる。

2 制度の概要

(1) 基本制度

青色申告書を提出する法人の当期の教育訓練費が、比較教育訓練費の額（前二事業年度の教育訓練費の平均額）を超える場合には、その増加額の二五％に相当する金額の税額控除が認められます。ただし、当期の法人税額の一〇％が限度とされています。

(2) 中小企業者等の特例

青色申告書を提出する中小企業者等については、(1)の計算に代えて、教育訓練費を増加させた場合、その教育訓練費の総額に対し、増

（設例）次のケースの場合の人材投資促進税制による税額控除できる額を、(1)基本制度と(2)中小企業者等の特例に分けて算出してみます。

1. 条件

- ・前々期の教育訓練費 200万円
- ・前期の教育訓練費 300万円
- ・当期の教育訓練費 350万円

2. 税額控除額

(1) 基本制度による場合

$$\text{比較教育訓練費} = \frac{200\text{万円} + 300\text{万円}}{2} = 250\text{万円}$$

$$\begin{aligned} \text{増加額} &= 350\text{万円} - 250\text{万円} = 100\text{万円} \\ \text{税額控除額} &= 100\text{万円} \times 25\% = 25\text{万円} \end{aligned}$$

(2) 中小企業者等の特例による場合

$$\text{比較教育訓練費} = 250\text{万円}$$

$$\text{増加率} = \frac{100\text{万円}}{250\text{万円}} = 40\%$$

$$\text{税額控除率} = 40\% \times \frac{1}{2} = 20\% \quad 20\% \quad 20\%$$

$$\text{税額控除額} = 350\text{万円} \times 20\% = 70\text{万円}$$

法人住民税控除額

$$70\text{万円} \times 17.3\% (\text{法人住民税率}) = 12\text{万円}$$

加率（増加額を比較教育訓練費の額で除した割合）の二分之一に相当する税額控除率（上限二〇％）を乗じた金額を当期の法人税額から控除します。ただし、法人税額の一〇％が限度です。また、中小企業者等については、法人住民税においても適用されることになっています。

(3) 個人事業者にも適用

3 適用時期

(1)・(2)の制度は、個人事業者に適用されません。

法人の場合は平成十七年四月一日から二十年三月三十一日までの間に開始する事業年度が、個人の場合は平成十八年から三年間が適用対象となります。

4 教育訓練費の範囲

使用人の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用として、次のようなものが対象となります。

講師・指導員等経費……：社外講師・指導員に支払う講師料・指導員料

教材費……：研修用の教材・プログラムを購入した料等

外部施設使用料……：研修を行うために使用する外部施設・設備の借上料・利用料

研修参加費……：企業経営の観



点から企業が従業員の教育訓練に必要なものとして指定した講座等の受講費用・参加費用
 研修委託費……：講師、教材等を含め研修全体を外部の教育機関へ委託する場合の費用
 なお、法人格が違えば外部講師となるので、関係会社の役員が講師の場合には対象となります。

5 対象者

対象者は使用人とされており、次に掲げる役員等は対象から外されることになっています。

教育訓練費の対象者とならない者

役員（個人の場合は個人事業主。以下同じ）

役員と特殊の関係のある者

役員の親族

役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

に掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの

に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

使用人兼務役員

6 中小企業者等

対象となる中小企業者等には、一定の中小企業者や農業協同組合等があります。

中小企業者……次のいずれかに当てはまる法人をいいます（個人の場合は、常時使用する従業員数が千人以下であれば中小企業者に該当します）。

資本又は出資の金額が一億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人

イ 発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上が同一の大規模法人の所有に属している法人

ロ イの他、発行済株式の総数又は出資金額の三分の二以上が大規模法人の所有に属している法人

資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が千人以下の法人

（注）に掲げる大規模法人とは、次のいずれかに当てはまる法人をいいます。

イ 資本又は出資の金額が一億円超の法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が千人超の法人

7 その他留意点

(1) 外部研修参加費用の場合、外部の研修に参加する場合は、使用人のみが対象ですので、役員等（上表）については明確に区分しておく必要があります。

(2) 外部講師を招いた場合、外部講師を招いて役員と社員と一緒に研修した場合には、役員部分は対象にならないため、合理的に按分する必要があります。

(3) 使用人の範囲
 対象となる「使用人」には、正社員（試用期間含む）以外に、契約社員、パート・アルバイト、請負社員、派遣社員等も入ります。

(4) 該当しない間接費用
 教育訓練期間中の人件費、研修等開催場所までの交通費・旅費、社内研修施設の減価償却費等間接的なものは除外されているので注意が必要です。

消費税届出書を提出することができない「やむを得ない事情」

Q 消費税の届出書を提出することができなかった「やむを得ない事情」とはどのようなものですか？

A 事業者が、その課税期間開始前に「消費税課税事業者選択届出書」「消費税課税事業者選択不適用届出書」「消費税簡易課税制度選択届出書」又は「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することができなかったことについて、やむを得ない事情がある場合には、所轄税務署長の承認を受けることにより、その課税期間から選択をし、又は選択をやめることができることとされています。

この場合、事業者は、これらの届出書を提出できなかった事情などを記載した申請書を、やむを得ない事情がやんだ後2か月以内に所轄の税務署長に提出することとされています。

この場合のやむを得ない事情とは、次のような場合をいいます。

- 1 震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の災害で自己の責任によらないものに起因する災害が発生したことにより、届出書の提出ができない状態になったと認められる場合
- 2 1の災害に準ずるような状況又は事業者の責めに帰ることができない状態にあることにより、届出書の提出ができない状態になったと認められる場合
- 3 その課税期間の末日前おおむね1月以内に相続があったことにより、その相続に係る相続人が新たに消費税課税事業者選択届出書などを提出できる個人事業者となった場合
- 4 以上に準ずる事情がある場合で、税務署長がやむを得ないと認めた場合
したがって、単に届出書の提出を忘れていたというような場合は対象とはなりません。

私道の相続税評価額

専ら特定の者の通行の用に供されている宅地（私道）の評価額は、その宅地が私道でないものとして路線価方式又は倍率方式によって評価した価額の三〇％相当額で評価します。

この場合、倍率地域にある私道の固定資産税評価額が私道であることを考慮して付されている場合には、その宅地が私道でないものとして固定資産税評価額を評定し、その金額に倍率を乗じて評価した価額の三〇％相当額で評価します。

また、路線価方式の場合は、原則として、正面路線価を基に奥行価格補正率、間口狭小補正率、奥行長大補正率を乗じて評価した金額の三〇％相当額ですが、その私道に設定された特定路線価を基に評価（特定路線価×三〇％）しても差し支えありません。

なお、その私道が不特定多数の者の通行の用に供されているときは、その私道の評価額は評価しません。



印紙税の過怠税

印紙税の納付は、通常、作成した文書に印紙を「はり付ける」ことにより、納付をしますが、この「はり付け」による納付の方法によって、印紙税を納付することとなる課税文書の作成者が、その納付すべき印紙税を課税文書の作成の時までに納付しなかった場合には、その納付しなかった印紙税の額とその二倍に相当する金額と

の合計額、すなわち、当初に納付すべき、印紙税の額の三倍に相当する過怠税が徴収されることになります。

ただし、調査を受ける前に、自主的に不納付を申し出たときは、一・一倍になります。

また、「はり付けた」印紙を所定の方法によって消印しなかった場合には、消印されていない印紙の額面に相当する金額の過怠税が徴収されることになります。